

Jisung Horizon Newsletter

September 2010 Vol.2. No.6.

01 地平志誠ニュース

- 李鎬元(イ・ホウォン)代表弁護士「韓・中民事訴訟法学会」学術大会に参加
- 京畿道を代理し、国相手の「米軍基地の汚染土壌浄化」訴訟で勝訴
- 琴泰燮(グム・テソプ)弁護士『これから正義の話をしよう』出版記念座談会に参加

03 業務動向

- 8社の金融会社を代理し、グムホ債権団を対象としたCP元利金支払い訴訟業務遂行中
- 地平志誠、LIG投資証券コンソシウム主幹の未分譲ファンド1号関連業務遂行
- KTを代理した債務不存在確認請求訴訟で勝訴

06 コラム

- 外国人投資法人のベトナム建物所有権の取得方案
- ウクライナ会社関連法制1
- ウクライナ会社関連法制2
- ウクライナ会社関連法制3

法務法人地平志誠のニュースレターは一般的な法律情報を伝達する目的から提供されており、その内容等な法務法人地平志誠の公式的な見解や具体的な案件に対する法的な効力を持つ法律諮問ではありません。具体的な内容に関しましては法務法人地平志誠の弁護士や専門家に相談してください。



地平志誠

韓国ソウル市中央区南大門路4-45商工会議所ビル 11階

TEL: +82-2-6200-1600 FAX: +82-2-6200-0800 <http://www.js-horizon.com> E-mail: master@js-horizon.com

Copyright © JISUNG HORIZON Attorneys at Law All rights Reserved.

(地平志誠ニュース)

李鎬元(イ・ホウォン)代表弁護士 「韓・中民事訴訟法学会」学術大会に参加



(写真：法務法人地平志誠 李鎬元(イ・ホウォン)代表弁護士)

去る 8 月 15 日、成均館大学ロースクールで、「韓国と中国の家事訴訟法制」をテーマとした「2010 年 韓中民事訴訟法学会共同学術大会」が開催されました。

この学術大会では、中国側の CHENAIWU（南京師範大学法学院教授）と、FUYULIN（北京大学法学院教授）などが報告を行い、LIUMIN（南京師範大学法学院教授）と PANJIANFENG（北京大学法学院教授）などがパネルとして参加しました。

韓国側からは、ジョン・デギュ(ソウル行政法院判事)、ハン・スクヒ(ソウル家庭法院部長判事)が報告及び議論に参加し、ソン・ヨングン司法研修院長の閉会挨拶で、行事を終わらせました。

地平志誠の李鎬元(イ・ホウォン)代表弁護士は、韓中民事訴訟法学会の名誉会長として、この行事において、総合演説を行いました。

JS Horizon

(地平志誠ニュース)

京畿道を代理し、国相手の「米軍基地の汚染土壌浄化」訴訟で勝訴

ソウル中央地法民事合意 14 部は、京畿道が国を相手として提起した「汚染土壌浄化請求訴訟」において、「汚染土壌浄化基準を超過しないよう、土壌の汚染物質を除去し、地上物地下の埋め立て物と危険物を除去する義務があることを確認する」と、11 日に判決しました。

地平志誠は、この訴訟において、京畿道を代理して勝訴しました。

従来、米軍基地から発生した油流出による隣接地域の土壌汚染の場合、国が自治体に解決費用を支払わなければならないとの判決はありましたが、国が米軍基地の土地を返還する前に、土壌汚染を原状回復すべき責任を負うべきだと判決したのは初めてであり、重金属などの各種の危険物質によって汚染された米軍基地に対して、国にその浄化責任を負担させたということに意義があるといえます。

[担当弁護士]



林成澤(イム・ソンテク)

弁護士



朴城徹(パク・ソンチョル)

弁護士

JS Horizon

琴泰燮(グム・テソプ)弁護士 『これから正義の話をしよう』出版記念座談会に参加



(写真：法務法人地平志誠 琴泰燮(グム・テソプ)弁護士)

2010 年 6 月 30 日、韓国基督教 100 周年記念館大講堂で、『これから正義の話をしよう』(韓国語版の題目は『正義とは何か』)の韓国語版出版記念座談会が開かれました。キム・ミンウン聖公会大学教授の司会で進行された座談会には、地平志誠の琴泰燮(グム・テソプ)弁護士をはじめとして、キム・ヨンチョル弁護士、パク・ギョンチョル医師、ウ・ソクフン経済学者が参加しました。

JS Horizon

(業務動向)

8社の金融会社を代理し、ゴムホ債権団を対象とした CP元利金支払い訴訟業務遂行中

ウリ銀行をはじめとする 8 箇所の銀行は、去る 7 月 12 日に、ソウル中央地法にゴムホタイヤ債権団を対象とした C P 元利金支払いに関する手形請求訴訟を共同で行いました。

法務法人地平志誠は、現在、この C P 元利金支払い訴訟業務を遂行しております。

[担当弁護士]



禹勝元(ウ・スンウォン)

弁護士



禹尚潤(ウ・サンユン)

弁護士



成備錫(ソン・ボソク)

弁護士

JS Horizon

(業務動向)

地平志誠、LIG投資証券 コンソシウム主幹の未分譲ファンド1号関連業務遂行

地平志誠は、L I G投資証券コンソシウム主幹によって推進される未分譲ファンド設定と関連する業務を遂行しています。

韓国土地住宅公社(L H)の2次未分譲ファンドの金融主幹事として選定されたL I G投資証券コンソシウムは、7月の初頭に、未分譲ファンド1号である「ユジンプルンハウジング私募不動産投資信託1号」を出しました。

関連業務は、金融チームの李幸揆,吉永敏,金泰逸,李有敬弁護士と柳龍鉉公認会計士が担当しており、地平志誠は、去年、1次未分譲ファンドを成功的に出仕する際の諮問を提供しました。

[担当弁護士]



李幸揆 (イ・ヘンギョ)

弁護士



吉永敏 (ギル・ヨンミン)

弁護士



金泰逸 (キム・テイル)

弁護士



李有敬(イ・ユギョン)

弁護士



柳龍鉉 (リュ・ヨンヒョン)

公認会計士

JS Horizon

(業務動向)

KTを代理した債務不存在確認請求訴訟で勝訴

去る 8 月 6 日、大法院は、K T(韓国の携帯電話会社)から契約解除及び供給された端末機代金の支払いを要求された A 氏が、K Tを相手として提起した債務不存在確認請求訴訟で、原告勝訴判決を下した原審を、破棄差し戻しました。

この事件は、第 1 審では K T勝訴判決が下されましたが、第 2 審では A が勝訴しました。こういった判決を、大法院 2 部が、原審を破棄し、K T勝訴趣旨で事件をソウル中央地法に差し戻しました。

地平志誠は、この訴訟において、K Tを代理し勝訴しました。

金志鴻(キム・ジホン)弁護士と鄭元(ジョン・ウォン)弁護士は、この事件を含め、去る 1 年間、大法院において 3 件の破棄差し戻し判決を受け、高い勝訴率を記録しています。

[担当弁護士]



金志鴻(キム・ジホン)

弁護士



鄭元(ジョン・ウォン)

弁護士

JS Horizon

(コラム)

外国人投資法人のベトナム建物所有権の取得方案



(写真：法務法人地平志誠 [木熙庚\(ビョン・ヒギョン\)弁護士・JS HORIZON Vietnam 法人長](#))

外国会社がベトナムで安定的にビジネスを遂行するためには、関連資産、特に、不動産に関する権利をいかに安全に確保できるかが核心になるケースが多いです。これと関連し、外国人投資法人のベトナム建物所有権取得と関連する、最近に変更された内容があり、簡単にご紹介します。

従来には、外国人投資法人がベトナムの建物の所有権を取得できるように明文化して許容する場合は、その所属する労働者の住居目的としてアパートを取得する場合のみでした。また、住居目的以外の一般建物に対しては、外国人投資法人が該当所有権を取得できるように許容している明示的な規定はありませんでした。但し、法律の解釈上、製造業を営為するために建物を取得してから、該当建物を新築、改築、リフォームするなどの開発を行う場合には、例外的に、外国人投資法人が建物を取得できるように許容していました。

ところが、去る 2009 年年末に、住居用建物及びその他不動産に対する所有権証書等の発行に必要な書類や、関連手続き等に関する新しい施行令が発効されました。この新たな施行令は、外国人投資法人が建物所有権を取得する場合と、既存建物を取得する場合に分けて規定しています。しかし、(1)新築建物の所有権を取得する場合には(該当外国人投資法人が建物の所有権を取得できる事業目的に記載された)、投資許可書を提出するようにしつつ、(2)既存建物の買入、贈与、交換、相続、その他法律によって取得する場合には、そういった取引に関する書類の提出のみを要求しており、投資許可書の提出は明示的には要求されていません。

従って、上記の新たな施行令が、従来に一般的に認められていた解釈、すなわち、製造業、または、不動産開発業を営為する外国人投資法人の場合のみに、その事業目的上から附合する限度内において、一般建物の所有権を取得できるという解釈を放棄し、外国人投資法人としては、上記の新たな施行令に記載された書類を提出すれば、住居目的以外の一般建物に対しても、特別な制限を受けずに所有権を取得することができるとの趣旨を規定したのが争点になります。

ところが、これと関連する諸般事情を考慮すれば、製造業、または、不動産開発業以外の営業を営為する外国人投資法人も、一般的に建物に対する所有権を取得することができると解釈されうる可能性が低くないと考えられます。従って、上記の新たな施行令が制定される前までは、一部の例外を除けば、外国人投資法人の建物所有権の取得を前提とした事業計画の樹立は源泉的に不可能でありましたが、これからは、こういった事業計画を検討することは法律的に意味のあることになったといえます。

但し、上記の新たな施行令の発効の後、まだ、これと関連する行政機関の明確な有権解釈がなく、また、製造業或いは不動産開発業以外の営業を営為する外国人投資法人が、上記の施行令に基づいて建物に対する所有権証書の発行を受けた事例はないと把握されます。このように、未だに、法律的には一部不明確な部分があるため、建物取得を前提とした事業計画の樹立は、専門家のアドバイスを通じた十分な事前検討や確認作業を行うことが必須であるといえます。

JS Horizon

(コラム)

ウクライナ会社関連法制1



(写真：法務法人地平志誠 [蔡熙錫\(チェ・ヒソク\)弁護士](#))

最近、海外投資の増加によって、ロシア及び中央アジア地域に対する投資もますます増えつつあります。また、こういった傾向とともに、中央アジアの主要国家の一国であるウクライナに対する関心も高まっています。

ウクライナは、グローバル金融危機により、2008年10月にIMFに救済金融の支援を要請するなどの経済危機に直面しましたが、韓国との交易は多少ひるんでいます。ここでは、ウクライナ投資において、最も基本的な事項である会社関連法制に関して調べてみます。

ウクライナにおける会社の設立、運営及び解散に対しては、基本的には、民法(the Civil Code)と商法(the Commercial Code)が適用されます。民法と商法は、すべて2003年1月16日に公布され、2004年1月1日からその効力が発生しました。一方、これらの法律とは別途に、ウクライナには会社法(the Law "On Companies", 1991年9月19日公布)と株式会社法(the Law "On Joint Stock Companies", 2008年9月17日公布)があり、会社の登記に関しては、会社登記法(the Law "On the State Registration of Legal Entities and Individual Entrepreneurs", 2004年7月1日公布)が適用されます。

特に、2008年9月17日に公布され2009年4月30日から施行された株式会社法の場合、2年の猶予期間を設けています。この期間中、すべての会社は、定款と内部規定を株式会社法に一致するように修正しなければならず、実物で発行した株券はすべて電子株券の形態へ変更しなければなりません。また、2009年4月30日以後に開催される株主総会において資本金、株式の額面価、或いは、証券の発行に関する事項に対して決議を行う場合、株式会社法を遵守し、これによって定款及び内部規定を修正しなければなりません。

一方、ウクライナ民法は、法人が営利活動をするためには、必ず、会社形態として設立されなければならないと規定しています。これによって、ウクライナにおいては下記のような形態の会社が認められます。

1. 完全責任会社(company with full liability)
2. 結合責任会社(company with combined liability)
3. 追加責任会社(company with additional liability)
4. 有限責任会社(limited liability company)
5. 株式会社(joint stock company)

現在、ウクライナにおいて最も多く利用される会社形態は、株式会社と有限責任会社であり、両者ともすべて投資家の有限責任が認められます。こういった点を勘案し、「ウクライナの会社関連法制 2」では、ウクライナの関係法令上、株式会社と有限責任会社の主要制度を検討します。

JS Horizon

(コラム)

ウクライナ会社関連法制2

■ [関連リンク：ウクライナ会社関連法制 1](#)



(写真：法務法人地平志誠 [蔡熙錫\(チェ・ヒソク\)弁護士](#))

ここでは、ウクライナの株式会社関連の主要制度を検討します。

(1) 一般事項

株式会社は、公開型株式会社(public JSC)と閉鎖型株式会社(private JSC)として区分されます。後者の場合、株主の数が100人未満でなければならない点で、前者とその違いがあります。

公開型株式会社は、公募方式、または、私募方式を通じて新株の発行ができます。また、1箇所以上のウクライナ証券取引所に株式を上場し、これを維持すべき義務を負担します。一方、閉鎖型株式会社の場合には、私募方式を通じてのみ新株の発行が可能であり、万一、閉鎖型株式会社の株主総会が公募方式で新株発行を決議する場合、会社の形態を公開型株式会社へ変更しなければなりません。

ウクライナ証券取引所に上場した公開型株式の場合は、必ず、当該証券取引上を通じてのみ売買することになります。一方、閉鎖型株式会社の株式に対しては、こうした義務は適用されません。

株式会社の設立、または、運営に関しては、下記のような制限が適用されます。

1. 株式会社の形態の1人会社(wholly-owned subsidiary)は、他の1人会社(外国会社を含む。)によって設立されえません。
2. 2009年4月30日から、同一人が持分100%を保有している2以上の会社が、同一な株式会社の株式を保有することは禁止されます。
3. 外国会社が持分100%を保有する株式会社は、ウクライナに所在する土地を保有することができません。
4. 株式会社の資本金は、最低賃金の1,250倍以上でなければなりません。

公開型と閉鎖型はともに、株式会社が新株を発行するためには、証券に委員会(the Ukrainian State Commission on Securities and the Stock Market)に登録しなければなりません。また、新株を公募方式で発行するためには、証券委員会に証

券申告書を提出する一方、これを公開しなければなりません。株式会社が新株を発行するに当たり、上記のような登録義務に違反する場合、新株発行の効力が喪失されます。

(2) 株主総会

株式会社の最高意思決定機構は株主総会です。株主総会における議決権行使に対しては、集中投票制が適用される場合を除き、「1 株式 1 議決権主義」が適用されます。株主総会の議事定足数は、発行株式総数の 60%以上の参加によって満たされます。株主総会の招集通知は、招集日の 30 日前まで行われなければならないが、株主が 1,000 人以上の株式会社の場合、招集通知と別途に、株主総会の招集を公告しなければなりません。但し、1 人会社の場合、株主総会に関する規定が排除され、その代わりに、1 人株主に対して株主総会の権限が認められます。

株式会社法は、超過過半数による決議方式に対して規定しています。これによって、下記の場合、発行株式総数の 4 分の 3 以上の賛成が必要になります。

1. 定款の改定
2. 自己株式の消却
3. 株式会社形態の変更
4. 新株の発行
5. 増資や減資
6. 会社の解散及び分割

但し、閉鎖型株式会社の場合、定款に規定を置き、上記のような事項以外にも超過過半数或いは全員一致による決議を適用することができます。また、上記のような事項を除いた一般的な事項に関する決議は、単純過半数によって行われます。さらに、株式会社法は、監督委員会及び監査委員会の委員選任と関連し、集中投票制を規定しています。集中投票制は、株式会社の形態や株主の数によって必須適用如何が決定されます。

(3) 監督委員会

株主が 10 人以上である株式会社の場合、必ず、監督委員会(supervisory council)を設置しなければなりません。監督委員会は、株主総会の間において株主の利益を代弁し、株式会社の経営機構を監督する権限を持ちます。この委員会の委員に対しては、特別な資格要件が適用されるではないため、株主でなくても監督委員会の委員として選任されえます。但し、経営機構や監査委員会の委員は、監督委員会の委員にはなりえません。株式会社法は、監督委員会の排他的な権原に対して列挙しています。また、監督委員会は、下部機関として別途の委員会を構成することが可能であり、会社と株主間の関係に対して責任を負う会社書記(corporate secretary)を選任することもできます。

(4) 経営機構

株式会社の日常業務に対する権原を有する経営機構は、経営委員会(集団経営機構)或いは理事(単独経営機構)によって構成されます。経営機構は、一般的に、監督委員会と株主総会に対して報告義務を負担します。

(5) 監査委員会

株主が 100 人以下の株式会社の場合、必ず、監査人或いは監査委員会を設置しなければならず、株主が 100 人以上の株式会社の場合、必ず、監査委員会を設置する必要があります。監査委員会は、株式会社の特別会計・業務監査や定期会計・業務監査のために選任されます。この委員会の委員の資格に対しては、特別な制限はなく、株主でなくても、委員として選任されます。但し、会社書記や株式の他の機関に属している者は、監査人或いは監査委員会の委員になりえません。

(6) その他

株式会社法の改定によって、特定の取引と関係する資産の市場価値が会社の総資産で占める比重によって、一部取引のためには監督委員会或いは株主総会の承認を得なければなりません。また、株式会社が特殊関係人と取引をするためにも、監督委員会或いは株主総会の承認を得なければなりません。さらに、一定の事項の場合、株主総会の決議に反対する株主は、会社に対して株式買取請求権を行使することができます。

一方、報告義務と関連し、株式会社は閉鎖型と公開型ともに、定時開示義務と主要経営事項開示義務を負担します。また、持分取得と関連し、株式会社は下記のような義務を負担します。

1. 株式会社の持分を 10%以上取得しようとするものは、事前にそういった意思を会社に書面通知しなければならず、これを公告しなければならない。
2. 株式会社の持分を 50%以上取得しようとするものは、他の株主に対しても、市場価値以上で保有株式を売り渡すことを申し込まなければならない、これを証券委員会に報告しなければならない。

JS Horizon

(コラム)

ウクライナ会社関連法制3

■ [関連リンク：ウクライナ会社関連法制 1](#)

■ [関連リンク：ウクライナ会社関連法制 2](#)



(写真：法務法人地平志誠 [蔡熙錫\(チェ・ヒソク\)弁護士](#))

「ウクライナ会社関連法制 1、2」では、ウクライナの会社関連法制の一般的な事項と株式会社関連制度に関して検討しました。今回は、ウクライナの有限会社関連制度に関して調べてみます。

ロシアや他の中央アジア国家のように、ウクライナも最も一般的な会社形態は有限会社です。但し、有限会社の主要内容は、株式会社とほぼ同様であるため、以下では、有限責任会社と関連する規定の中で株式会社と違いのある部分に重点を置いて検討します。

(1) 一般事項

有限責任会社の持分は、資本金に対する比率の形態として表示されます。従って、有限責任会社の持分は証券に該当せず、これによって証券委員会に対する登録義務は適用されません。有限責任会社の社員は 10 人を超えてはならず、10 人を超過する場合、1 年以内に会社の形態を株式会社へ転換しなければなりません。万一、社員の数 が 10 人を超えたにもかかわらず、1 年以内に株式会社へ転換しなかった場合、法院は当該有限責任会社を解散することができます。

株式会社と同様に、有限責任会社に対しては下記のような制限が適用されます。

1. 有限責任会社の形態としての 1 人会社は、他の 1 人会社(外国会社を含む。)によって、設立されえます。
2. 個人或いは法人(外国会社を含む。)は、2 以上のウクライナの有限責任会社の 1 人社員になりえません。
3. 外国会社が持分 100%を保有する有限責任会社は、ウクライナに所在する土地を所有することができません。
4. 有限責任会社の資本金は、最低賃金の 100 倍以上でなければなりません。ちなみに、2009 年 12 月 1 日の場合、最小資本金は UAH 66,900(USD 8,688 程度)でした。

(2) 社員総会

有限責任会社の最高意思決定機構は、社員総会です。各社員は、資本金の中、自らの出資金の占める比率によって議決権を行使します。社員総会の意思決定数は、持分総数の 60%以上の参加であり、議決定数は、参加した持分の単純過半数です。但し、下記の場合、全体持分(社員総会に参加していない持分を含む。)の単純過半数によって決議されなければなりません。

1. 定款の変更
2. 有限責任会社の主要目的決定
3. 社員の除名

(3) 経営機構

有限責任会社の経営機構は、理事会(集団経営機構)又は理事(単独経営機構)からなります。有限責任会社の経営機構の形態と経営機構の委員の数は、定款を通じて社員が自由に定めることができます。理事会或いは理事は、社員総会にて選出され、会社の日常業務を担当します。

(4) 監査委員会

社員の中、一部或いはその代理人によって構成される監査委員会は、会社の会計及び経営に関する事項を監督します。監査委員会は 3 人以上の委員によって構成されなければなりません。

JS Horizon



地平志誠

<http://www.js-horizon.com>

韓国ソウル本社 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 8, 11階 Tel : +82-2-6200-1600 Fax : +82-2-6200-1800

韓国ソウル江北事務所 韓国ソウル市中区ボンレ洞1-25 HSBCビル 15階 Tel : +82-2-6200-1800 Fax : +82-2-6200-0830

グローバルビジネスセンター グローバルビジネスセンター 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 11階 Tel : +82-2-6200-0880 Fax : +82-2-6200-0804

中国上海支社 Room 2310, Shanghai Maxdo Center, No.8 Xing Yi Road, Shanghai, China Tel : 86-21-5208-2800 Fax : 86-21-5208-2807

ベトナムホーチミンシティ支社 #1605, Centec Tower, 72-74 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel : 84-8-3910-7510 Fax : 84-8-3910-7511

ベトナムハノイ支社 Suite 1003, 10th Fl., Daeha Business Center, 360 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel : 84-4-6266-1901 Fax : 84-4-6266-1903

カンボジア事務所 SK-Shinoh Office, 2F No.797, Monivong Blvd. & St. 484, Phsar Doeum Thkov, Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia Tel : 855-23-726-897 Fax : 855-23-726-457

ラオス事務所 LLC Bldg, Nong bon Road, Saysetha District, Vientiane, Laos Tel : 8560-20-301-9820 Fax : 856-21-264-344